



# 消費者トラブル.2

名前 \_\_\_\_\_

解答

- 問1 販売者の意思で始まった特定の取引で、一定期間内に書面で通知すれば契約を解除できるという制度を何というか。 ( )
- 問2 訪問販売、キャッチセールス、電話勧誘販売、アポイントメントセールスなどでクーリング・オフできるのは、契約書を受け取った日を1日目として何日間か。 ( )
- 問3 マルチ商法、内職やモニターでお金を得ることを目的とした商品の販売で、クーリング・オフできるのは、契約書を受け取った日を1日目として何日間か。 ( )
- 問4 消費者からの相談を受け付けたり、問題の解決を図ったりする身近な公的機関として何があるか。3つ答えよ。 ( )  
( ) ( )
- 問5 クーリング・オフできない取引には何があるか。3つ答えよ。  
( )  
( )  
( )
- 問6 消費者と事業者が結ぶすべての契約に適用される。事実と違うことを言われた、契約しないと帰してもらえなかった、などの理由で契約した場合は契約を取り消すことができる。また消費者に著しく不利な取り決めは無効になる。このようなことを定めた法律は何か。 ( )
- 問7 製造物の欠陥によって被害を受けた場合、消費者は製造者の過失の有無にかかわらず、製造者の損害賠償の責任を問うことができる。これを定めた法律は何か。 ( )
- 問8 訪問販売などによるトラブルを防止するため、不当行為の禁止やクーリング・オフ制度などについて定めた法律は何か。 ( )
- 問9 次の文で、正しいものには○、間違っているものには×で答えよ。
- ・クーリング・オフは口頭や電話ではなく、書面で行う。 ( )
  - ・消費者トラブルに巻き込まれたときは、可能な限り1人で解決する。 ( )
  - ・消費者ホットライン(局番なし188番)にかけると、近くの消費者相談窓口を紹介してくれる。 ( )